

長野県農業大学校学習指導要領

第1 教育課程の編成

1 基本とすべき事項

- (1) 農学部総合農学科、各実科及び各研究科は、それぞれ教育課程を編成するものとする。編成にあっては、地域や学生の能力、適性、進路等を十分に考慮し各科の特色を生かした教育ができるよう配慮するものとする。
- (2) 教育課程の編成にあっては、学科目と学科目以外の教育活動とを有機的に関連づけるとともに、通年にバランス良く配置し教育効果の上がるよう配慮するものとする。
- (3) 学科目の授業は、講義、演習、実習及び実験を、それぞれ有機的に関連づけ理論と実技とを一体とした修得ができるよう配慮するものとする。

2 留意すべき事項

- (1) 総合農学科の選択科目にあっては、コースにおける専門性をより深め、あるいは幅を広げられるよう選択の指針となるべき学科目群を設けるものとする。
- (2) 毎年度の授業を進めるに当たっては、年間授業実施計画書、月別授業時間割表を作成して行うものとする。
- (3) 授業は、通年において40週を下まわらないようにするとともに、1週において40単位時間（1単位時間は45分とする。）を標準とする。
- (4) 授業は、1時限を2単位時間とし、1日に4時限を行うものとする。

授業の始業及び終業時刻は、次を標準とする。

第1時限 8時50分～10時20分

第2時限 10時30分～12時00分

第3時限 13時10分～14時40分

第4時限 14時50分～16時20分

第2 教育活動に当たって留意すべき事項

1 学科目における教育活動

本校の基本である実践型教育を通して基礎から専門にいたる農業に関する知識・技術を一貫して修得させるよう効果的な指導を行うものとする。

- (1) 学科目の授業は、教授要目に基づいて行うものとする。内容はいたずらに指導事項を多くしたり、過度に程度の高いものを取り扱って各科（コース）の目標や趣旨を逸脱しないよう努めるものとする。
- (2) 農業の持つ特質を理解させるため、実習・演習にあっては、第1の2の(5)の規定に関わらず適時、適切に授業を組む等、生きた学習となるよう努めるものとする。
- (3) 総合農学科におけるプロジェクト学習と、実科及び研究科における専攻研究学習（専攻実習）にあっては、学生の自主性・創造性を基本に効果的な学習となるよう適時、適切な指導に努めるものとする。
- (4) 多様化するニーズに応えるため、個に応じた指導に努めるものとする。

ア 学科目の履修の免除

本校の教養科目に相当する学科目の単位を他の大学等において修得し、本校における履修の免

除を希望する学生にあつては、本校の単位を修得したものとみなして取り扱うことができるものとする。この場合にあつては、別に定めるところにより免除した学科目の授業時間数に相当する時間数を他の学科目の履修にあてさせるものとする。

イ 特別講義、補講等

学習内容の習熟の程度に応じ、特別講義、補講等を実施し学生個々の学力の向上とより伸長を図るよう適切な指導に努めるものとする。

ウ 総合農学科におけるコースの決定にあつては、学生の関心や適性、将来の目標等を十分に考慮した適切な指導に努めるものとする。

エ 総合農学科の学科目における選択科目の決定にあつては、学生の適性或能力等を的確に把握した上で意欲的に履修させるよう指導に努めるものとする。

(5) 学科目の実習にあつては、ノート等を常に携帯し記録することを習慣づけるよう指導に努めるものとする

2 学科目以外の教育活動

社会人として必要な資質の向上に資するため、学科目の修得に加え学科目以外の教育活動を積極的に行わせるものとする。なお、学科目以外の教育活動についてはこの一部を別に定めるところにより学科目の授業時間数として扱うことができるものとする。

(1) ホームルーム

学業や生活並びに進路の選択等の把握をするとともに、教授と学生との相互理解に努めるものとする。

(2) クラブ活動

共通の興味や関心をもとに文化的、体育的、生産的な活動を通して健全な趣味や豊かな情操を育み、心身の健康を増進するよう努めるものとする。

(3) 学校行事

ア 儀式的行事

厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようなものとする。

イ 体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進等に資するものとする。

ウ 研修旅行的行事

農業に関する見聞を広め新たな農業・農村を創造する力を育むとともに地方の自然や文化等に親しむものとする。

エ 保健・衛生的行事

学生の健康増進等を図るものとする。

オ 防災・安全的行事

災害等が発生した場合に、安全かつ敏速な行動が身につくようなものとする。

(4) 自治会（寮）活動

寮ごと又は各科の全学生を構成員とする自治会を組織させ、自主的運営に基づく学校生活を行い自律性、協調性を涵養するものとする。

第3 その他

1 各科における学習指導にあつては、関係する教授等の相互の連携のもとに、学生の知識、技術の習得状況等を把握し常に適切な指導に努めるものとする。特に総合農学科にあつては、1年次、2年次を通じて一貫した指導ができるようきめ細かな連携に努めるものとする。

- 2 生活指導の面にあつては、授業、寮生活等すべての学生生活を通じて礼節、社会規範を尊び、他者への思いやりや協調の心等を涵養するよう、常に適切な指導に努めるものとする。
- 3 進路指導にあつては、関係教授が相互の連携のもとに情報収集を積極的に行い、学生の能力・適性等に応じた指導に努めるものとする。
- 4 授業に使用する施設、機械等にあつては、常に保守・点検を行い事故防止の指導に努めるものとする。食品については、衛生管理に十分留意するものとする。

補 則

実科、研究科等においてこの要領により難い事情があるときは、校長の承認を受けて、この要領とは別に定めることができるものとする。

附 則

この要領は平成14年4月1日から実施するものとする。

附 則

この要領は平成25年4月1日から改正施行する。

